平成２５年（フ）第３９６５号
大阪市旭区高殿３丁目27番１―1201号
債務者　福田自動車こと　福田　博已
1　決定年月日時　平成25年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加納　一生
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月９日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１２５６号
名古屋市中村区砂田町１丁目38番地
債務者　黒柳　直樹
1　決定年月日時　平成25年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　秋田　智弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月10日午前10時50分
5　免責意見申述期間　平成25年11月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１７５８号
札幌市白石区菊水元町９条２丁目９番７号
コーポ原田１号
債務者　武田　　博
1　決定年月日時　平成25年９月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　及川　華恵
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月４日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年11月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第８１号
金沢市西大桑町14番31号、従前の住所兵庫県宝塚市栄町２丁目11番７号
債務者　福岡　紀子（旧姓山中）
1　決定年月日時　平成25年９月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　荒木　　実
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月11日午前11時15分
5　免責意見申述期間　平成25年12月４日まで
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第１１９号
神奈川県横須賀市汐入町１丁目16番地
債務者　志賀　澄枝
1　決定年月日時　平成25年９月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中尾　繁行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月６日午前11時
5　免責意見申述期間　平成25年12月５日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２５年（フ）第１５５３号
横浜市港南区芹が谷２丁目23番９―46号
債務者　小日山松美
1　決定年月日時　平成25年９月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　芦田　一憲
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月９日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成25年12月６日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１６０９号
横浜市南区真金町２丁目19番地14　廣蘭ビル401
債務者　栗田　洋一
1　決定年月日時　平成25年９月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　桝井　知子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月９日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年12月６日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１３７６号
横浜市金沢区高舟台１丁目14番５号　メゾン高舟台201
債務者　鈴木　啓介
1　決定年月日時　平成25年９月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　江塚　正二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月10日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２０１号
岐阜市市橋５丁目14番22号　スイートム村木Ｂ号棟２号室
債務者　伊藤　美香
1　決定年月日時　平成25年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　池田　紀子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月13日午前11時40分
5　免責意見申述期間　平成25年12月12日まで
岐阜地方裁判所

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第３８３号
東京都調布市深大寺東町５丁目13番地37　ヴィラブランカ２―101、申立時の住所札幌市豊平区平岸３条７丁目８番28―206号
債務者　峯田　　健
1　決定年月日時　平成25年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第８１６号
札幌市東区北９条東２丁目２番37号
債務者　工藤　彩香（旧姓片山）
1　決定年月日時　平成25年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第９２０号
札幌市北区新琴似９条１丁目２番１号
債務者　久保　寿之
1　決定年月日時　平成25年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第９２１号
札幌市北区新琴似９条１丁目２番１号
債務者　久保　里香
1　決定年月日時　平成25年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１１４０号
札幌市北区北24条西13丁目３番17号　パストラル401号
債務者　秋　　寿文
1　決定年月日時　平成25年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１１４６号
札幌市清田区清田３条３丁目６番10号　清田サンハイム羊ケ丘通り301号
債務者　高倉　泰宏
1　決定年月日時　平成25年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１２５３号
札幌市手稲区手稲本町２条４丁目７番11号　グランジュテ201号
債務者　早川　隆康
1　決定年月日時　平成25年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１３１２号
札幌市厚別区青葉町２丁目５番３号
債務者　高田　洋子
1　決定年月日時　平成25年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部